

第4章 空家等対策の基本方針

4-1 基本方針

本計画では、以下の基本方針により、本市の空家等対策に取り組んでいきます。

<基本方針>

- ①空家等の管理不全を防ぐ所有者等による適切な管理の促進
- ②空家等及びその跡地の積極的な利活用の促進
- ③地域の環境に悪影響を及ぼす空家等の除却の促進

4-2 施策の展開方針

上記の基本方針に基づき、本市の空家等対策を以下のように展開していきます。

(1) 空家等の管理不全を防ぐ所有者等による適切な管理の促進

建物等の所有者等は、日頃から建物等を適切に管理する責務があり、空家等の所有者等となった場合にも同様の責務が発生します。仮に適切な管理ができないのであれば、問題となる前に売却したり除却したりするなど早期に対応することが必要となります。

こうした状況を踏まえ、空家等の管理不全を防ぐため、所有者等による適切な管理を促進します。

(2) 空家等及びその跡地の積極的な利活用の促進

民間事業者は、住宅や土地の流通、住宅を保全するための補修や除却後の跡地の活用など、幅広い役割を担っています。また、法務、不動産、建築などの専門家団体は、空家等の管理や利活用に係る各種手続きなどの実務を円滑に行う役割を担っています。特に空家等やその跡地の利活用においては、円滑な市場流通化の促進のための協力を行うとともに、居住希望者に対して情報提供や相談への対応を図ることが重要です。

このように、所有者等と民間事業者、専門家団体、市など様々な主体が連携することにより、空家等及びその跡地の積極的な利活用を促進します。

(3) 地域の環境に悪影響を及ぼす空家等の除却の促進

市は行政機関として、個々の空家等だけでなく、市域全体の住環境を良好に維持する大きな役割を担っています。そのため、地域の住環境に悪影響を与える恐れのある管理不全に陥っている空家等や特定空家等の所有者等に対し、状況の改善を促すなど、地域の住環境の保全に取り組みます。

また、空家等の対策に関わる情報発信のほか、地域住民から提供される空家等の情報の収集や様々な相談への対応など、今後も総合的な窓口としての役割を担うとともに、まちづくりの観点から地域の環境に悪影響を及ぼす空家等の除却を促進します。